

重要事務事業見直しの概要

	事業名	事業の概要	見直しの方向、効果額等	見直しの理由	見直し時期
企画総務局	広島市東京会館の管理	職員の福利厚生の一環として、東京における職員の宿泊需要に対応するため、本市が設置。	平成24年度末で廃止し、売却。 平成25年度①△1,576万3千円 ②売却収入(未定)	出張回数が減少。旅行パックにより安価にホテル利用が可能となった。保有しておく必要性は低い。	平成24年度末廃止、売却
	職員互助会への公費支出	職員の福利厚生事業を実施するため、職員互助会を設置、職員が掛け金を負担するとともに本市が助成。	職員互助会の一般財団法人への移行に合わせ、公費支出のあり方を検討。	社会通念上公費支出が是認される福利厚生事業の司法判断を踏まえ、住民の批判を受けることがないようにする必要がある。	平成25年度から
財政局	公共施設使用料に係る高齢者減免制度	文化・スポーツ等公共施設において、高齢者、障害者等を対象に健康増進や社会参加を目的として使用料を全額免除。現在60施設に適用。	世代間の負担の公平化の観点から、見直し。	65歳以上の高齢者人口の割合は20%と大きく増加している。高齢者を「支えられる存在」ではなく「支える存在」と捉える。	
	コンビニ収納の導入	区役所または出張所の各窓口及び金融機関の口座振替によって納付。	平成26年度から市税等の徴収金をコンビニ店舗で収納する。 平成26年度5,800万円の増収	納税者の利便性を高め、収納率の向上を図る。	平成26年度に向け検討
市民局	(公財)広島平和文化センターに対する支援	寄付金等を基本財産に積み立て、センターの事業の財源として充てている。	本市へ寄せられる寄付金等を直接本市で財源として活用。 平成25年度△1,073万2千円	現下の経済状況等を踏まえ、浄財等の趣旨に沿った本市の事業の財源に直接充てる。	
	DV防止・被害者支援対策(DV専門電話相談)	祝日等、年末年始を除く火・木・土曜日の10時から15時まで電話相談を実施。	DV専門電話相談を配偶者暴力相談支援センターに再編統合。 現行予算と同額で市民サービスの充実が図れる。	火・木曜日は電話相談が重複している。日曜、祝日等は実施していないため整理する。	
下水道局	水洗便所設備資金貸付制度	水洗便所の普及促進を図るため、資金を無利子で貸し付ける。	制度は存続し、平成25年度から貸付の申請の受付期間を3年以内に限定する。 平成24年度当初予算額 1億2,637万1千円	より早期の水洗化を促すため下水道法における改造義務期間に準じて、3年以内とするよう見直しを検討する。	平成25年度から
水道局	督促徴収業務	「督促状」を送付し、業務委託により訪問集金を実施している。	督促訪問集金の業務委託を、コンビニ専用の納入催告書を送付する方法に変更。 平成25年度△1,543万円	訪問集金では面会が難しく、24時間支払いが可能なコンビニ専用の納入催告書の送付に変更する。	
教育委員会	留守家庭子ども会事業	下校後保護者が家庭にいないことが常態である小学校1年生から3年生までの児童の健全な育成を図る。133小学校区、163クラスで実施。	改正児童福祉法が平成27年度から施行に伴い、受け入れ対象児童が小学校6年生までに拡大される。基準条例を制定する必要があることから、留守家庭子ども会事業のあり方について全面的に見直す。	受け入れ対象児童が6年生まで拡大されることを踏まえ、福祉サービス事業として再構築し、サービスの享受に伴う応分の負担を保護者に求める。	平成27年度までに検討
環境局	ごみの分別等の意識啓発(ごみ文庫)	ごみの分別の意識啓発を図るため、「ごみ文庫」として市内の小中学校にキャッチフレーズを記載した図書等を配布。	平成24年度をもって廃止。平成25年度△568万7千円	ごみの分別について、市民の理解が定着してきた。	平成24年度をもって廃止
	リサイクル推進事業	西部リサイクルプラザにおいて、再生した家具や古着を販売。リサイクル意識を啓発。	平成24年度をもって廃止。平成25年度△3,173万7千円	衣類や家具のリサイクルは、市民の間に定着した。	平成24年度をもって廃止
観光経済局	こども村の管理運営	こどもに農業と自然に親しむ機会を提供するため昭和55年4月に開所。青少年野外活動センターと一体的に、毎年約2万人の利用がある。	より有効な活用、地域活性化の観点からあり方を検討。	開所から約30年が経過、施設の老朽化が進み、今後多額の施設改修経費が必要となる。	

裏面へ続く

表面からの続き

	事業名	事業の概要	見直しの方向、効果額等	見直しの理由	見直し時期
健康福祉局	高齢者公共交通機関利用助成	高齢者が外出するきっかけづくりとして、公共交通機関の利用に要する経費(6,000円)を助成。	一人当たりの助成上限額を減額する。	日常生活のための外出の費用軽減として使われ、本来の目的を達しているとはいえない。高齢者の生活支援サービスの充実に向けた新規施策を立案する。	
	民間老人・心身障害者(児)・救護施設職員給与改善費補助	社会福祉施設等に勤務する常勤職員の処遇を改善し人材確保を促すため本俸月額等に2%を乗じた額を補助。補助施設数:128施設(職員数:約3,500人)	平成27年度から廃止。	職員給与の改善等は、国において介護報酬等により措置されるべきもの。株式会社など民間参入が進み社会福祉法人のみ補助を出すのは問題。	平成27年度廃止
	乳幼児等医療費補助	初診算定時に500円の自己負担あり。入院はなし。一定の所得制限の下に、小学校就学前の子どもと小学1~2年生の発達障害児を対象に実施。所得制限額は扶養人数が2人で給与所得616万円	所得制限水準引き下げ。通院1日500円(月4回まで)入院1日500円(月14日まで)の一部負担金制度を平成26年度から実施。	他の福祉医療費補助と比べて所得制限額が高い。一部負担金も県の補助制度と同じにする。	平成26年度を目途に
	ひとり親家庭等医療費補助	入院、通院ともに自己負担はなし。所得制限額は、扶養人数が1人の場合給与所得303万8千円。	通院1日500円(月4回まで)入院1日500円(月14日まで)の一部負担金制度を平成26年度から実施。	一部負担金も県の補助制度と同じにする。	平成26年度を目途に
	重度心身障害者・乳幼児等・ひとり親家庭等療養介護金支給事業	15日以上入院した場合月額1万円を支給する。	廃止。 △1億2,187万円	食費は障害者か健常者かに関わらず、入院時に限らず必要であり、社会的弱者である重度心身障害者だとしても、公平性を欠いている。	速やかに廃止
	国民健康保険における一部負担金減免制度	災害、事業の休廃止、失業等により生活が著しく困難になった者を対象に入院及び外来一部負担金の免除又は減額。 【減免範囲】 ①減額:平均実収月額が生活保護基準の110%以上130%以下の世帯 ②免除:平均実収月額が生活保護基準額の110%未満の世帯 【減免期間】 3か月間を限度。	適用事由、期間を厳格に運用し、通院、入院に関わらず減免が受けられるよう入院時の減免判定基準を見直す。		
	一般健康診断事業	週1回有料で一般健康診断を実施。企業など定期健康診断、就職や受験に必要な診断書や証明書の発行。受診者数平成23年度8,264人。	廃止。	医療機関が増加しどこでも検診が受けられる。X線撮影装置は老朽化が進んでおり、更新するには多大な費用が掛かる。技師の件費の負担も必要。	平成25年4月1日から南区・西区での健診廃止
こども未来局	遺児福祉手当支給	父母のいない児童1人につき月額3,000円を108人に、父母のいずれか一方が該当の場合、児童1人につき月額1,500円を1,709人に支給。	ひとり親家庭等の就業支援施策を充実した上で、事業を廃止する。	制度開始から42年が経過し児童扶養手当をはじめ各種手当の充実が図られ、事業効果は薄まっている。	
	民間児童福祉施設・民間母子生活支援施設職員給与改善費補助	質の高い職員を確保するため施設職員の給与本俸月額及び賞与の2%を補助。	児童養護施設等に関する人件費の一律2%補助を廃止。	補助制度から、施設の努力の度合いに応じた、施設による職員の加配を促す制度を検討。	
都市整備局	基町アパートの高層棟に係る住戸改善事業	難易度の高いアスベスト除去工事を伴うことから、全戸数のうち約1,100戸(約38%)完了。残り7年間で約1,900戸(約62%)の改善を行う計画。	平成31年度までの事業期間を3年間延長。	一時移転用住宅が増加する。新規公募の住宅数が減少する。入居を希望している市民に大きな影響を及ぼすこととなる。よって事業の平準化を図る。	平成34年度まで延長
	住戸改善事業における家賃算定	市営基町アパート(高層)は、住宅の老朽化への対応と居住環境の改善(内装改修や浴槽・給湯機の設置)を進めている。住戸改善後の家賃は、浴槽・給湯機の設置に伴う利便性の向上分しか増額していない。	平成25年度から市営住宅家賃決定基準を改める。	県と市の同じ公営住宅の入居者間で家賃負担が不均衡。	
	階段室型中層住宅へのエレベーター設置	371棟の階段室型住宅のうち、45棟の住宅を平成21年度から、毎年度3~4棟にエレベーターを設置。	階段室型中層住宅へのエレベーター設置事業の廃止を検討。平成25年度△9,348万円	エレベーター電気料金の負担(約500円/月)の問題から入居者の合意が得られず計画通り進められない。設置スペース等の理由により約17%しか設置できない。	